

山 監 第 N 3 1 0 4 - 9 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 2 月 2 6 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 石 田 清 廉

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

水道局

総務課、業務課、工務課、浄水課及び業務特別対策室

#### 3 監査の期間

平成 28 年 12 月 7 日から平成 28 年 12 月 22 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 27 年度及び平成 28 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 収入関係について

ア 水道料金の減免措置における決裁区分を課長決裁の「丁」としている。

山陽小野田市水道使用水量の認定及び水道料金の減免に関する規程で定められた基準で減免措置を行う行為は、「成規定例の事項に関すること。」に該当し、山陽小野田市水道局事務決裁規程からすると副局長の専決で「乙」の決裁区分である。適切な処理をされたい。

## (2) 給与関係について

ア 住居手当の算定額に一部誤りがある。

住居手当の算定時において、家賃には共益費は含まれないとされている。関係法令等に基づき住居手当の返還請求等、適切な処理をされたい。

イ 住居手当の算定における規程の解釈、運用に疑義がある。

住居手当の算定時において、家賃には駐車料は含まれないと解するのが一般的であるが、当局では駐車料を家賃に含めて算定された住居手当が支給されている。

規程の解釈を明確にするとともに、適切な処理をされたい。

ウ 特殊勤務手当の新設等に疑義がある。

平成26年4月1日から給与に関する規程を改正し、「緊急呼出手当」の特殊勤務手当が新設されている。

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第10条により、「特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。」と規定されているが、新設されている「緊急呼出手当」がいずれの支給要件に該当するのか疑問であり、説得性に欠けると思慮する。また、他の特殊勤務手当の一部においても、職員の本来業務であり、何ら特殊性もなく、いずれの支給要件に該当するのか理解できないものが存在するとともに、同じ地方公共団体である山陽小野田市の市長部局や市民病院に規定されていないものが水道局には存在し、存在するものであっても支給要件や金額が異なっている。

地方公営企業として公共性及び経済性を考慮し、合理性のある給与水準とする必要があることから、今一度、特殊勤務手当のあり方等について再考されたい。